

2 適用除外（116条）

法第116条（適用除外）

- ① 法1条から法11条までの総則に関する規定，次項，法117条から法119条まで及び法121条の罰則に関する規定を除き，労働基準法は，船員法1条1項に規定する船員については，適用しない。
- ② 労働基準法は，同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については，適用しない。

(1) 船員法による船員

船員法1条1項に規定する船員については，原則として，船員法の定めが適用されるため，労働基準法は適用されない。ただし，総則（1条，2条といった労働憲章的部分等）及び罰則の一部は適用がある。

(2) 同居の親族のみを使用する事業

同居の親族のみを使用する事業について労働基準法を適用しないこととしているのは，事業主とその同居の親族との関係を一般の労働関係として取り扱うことは不相当と認められるからである。

(3) 家事使用人

家事使用人に労働基準法が適用されないのは，家事労働は家庭における私生活と密着していて，その労働基準を定めることは困難であり，また，監督にもなじまないからである。